



医 第 2049 号
令和 2 年 9 月 16 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療課長
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療
関係施設等に対する融資について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃からご理解、ご協力を
いただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和 2 年 9 月 15 日付けで厚生労働省医政局医療
経営支援課から事務連絡がありましたので、貴市所管医療機関に周知くだ
さいますようお願いいたします。

なお、裏面に記載の関係団体等には別途依頼済みであることを申し添え
ます。

問合せ先

法人指導グループ 金井

電 話 (045)210-1111 内線 4870

通知済み関係団体（各会会員には周知依頼済み）

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

事務連絡
令和2年9月15日

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構（以下、「WAM」という。）では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年6月12日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、当該優遇融資の条件について、貸付限度額等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった医療関係施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等については、下記の「独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

（独立行政法人福祉医療機構相談窓口）

独立行政法人福祉医療機構（新型コロナウイルス感染症の優遇融資関連ページ）
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403



お問い合わせフォーム：
<https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/>

※ご来訪いただかなくても電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【担当連絡先（自治体担当者向け）】 厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係
代表電話：03-5253-1111（内線2671） 直通電話：03-3595-2261

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 医療関係施設等に対する優遇融資の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、更なる拡充として、貸付金限度額及び貸付利率の拡充等を行います。

※今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

○長期運転資金

		(2)本件による優遇融資の更なる拡充	
		※ 令和2年2月以降、前年同月と比較し、医療収入が30%以上減少した月が1月以上ある施設のみ対象 ((2)の対象とならない場合は、従来通り(1)の条件)	
融資率	100%	100%	
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)	15年以内 (5年以内)	
貸付利率 (令和2年9月16日現在)	当初5年間 ①～③まで：無利子/①～③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関： 「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院1億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%	当初5年間 ①～③まで：無利子/①～③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関： 「病院2億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院2億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院2億円、診療所5,000万円 、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%	
貸付金の限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	病院10億円、診療所5,000万円 、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	
無担保	①コロナ対応を行う医療機関： 「病院3億円、診療所4,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院3億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円	①コロナ対応を行う医療機関： 「病院6億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関： 「病院6億円、診療所5,000万円」 又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設： 病院6億円 、老健・介護医療院1億円、 診療所5,000万円 、それ以外の施設4,000万円	

(※) 既往貸付金については、当面6か月の元利金、事業者の状況に応じて更に3年間(最長3年6か月)の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～

無担保・無利子の新型コロナウイルス 対応支援資金の融資を行っています

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しているところですが、今般、**1か月間の減収額が3割以上（前年同月比）となった病院及び診療所**に対して、経営上必要な資金を融通し重点的な支援を行う観点から、**貸付限度額、無担保貸付額・無利子貸付額について更なる拡充**を行いました。

※1 コロナ対応を行う医療機関…コロナ患者の入院受入れ・病床確保、接触者外来等の設置
※2 政策医療を担う医療機関…都道府県医療計画に名称が記載されている政策医療を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関

【新規貸付の概要】

融資条件（全施設共通）																
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。															
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。															
病院・診療所																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①病院</th> <th>②診療所</th> <th>コロナ対応を行う医療機関※1</th> <th>政策医療を担う医療機関※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円</td> <td>(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額</td> <td>①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="4">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2	当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関※1	政策医療を担う医療機関※2											
当初5年間の無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と「前年同月からの減収額の2倍」のいずれか高い金額	①・②の金額と「前年同月からの減収額」のいずれか高い金額												
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円															
無担保貸付	[病院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額															
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業																
貸付利率	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>介護老人保健施設、介護医療院</th> <th>助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初5年間の無利子貸付の範囲</td> <td>1億円</td> <td>4,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の部分</td> <td colspan="2">0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）</td> </tr> </tbody> </table>		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業	当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）							
		介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業													
当初5年間の無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円														
上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）															
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 1億円 4,000万円															
無担保貸付	1億円 4,000万円															

●ご融資には保証人（保証人不要制度（0.15%の利率を上乗せ）あり）が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

既往貸付の取扱い

当面6か月間の元利金、事業者の状況に応じて更に**3年間（最長3年6か月）**の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

優遇融資の情報（優遇融資の詳細、Q & A、借入申込書等）はこちら
https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/



医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863
※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403